

## 5.C.2 廃棄物の野焼き (Open Burning of Waste) (CO<sub>2</sub>, CH<sub>4</sub>, N<sub>2</sub>O)

### 1. 排出・吸収源の概要

#### 1.1 排出・吸収源の対象及び温室効果ガス排出メカニズム

我が国では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物の適正な処理が行われているが、過去から現在にかけて、ごく一部では、産業廃棄物の野外焼却が行われていた。本排出源では、産業廃棄物の野外焼却に伴い排出される CO<sub>2</sub>・CH<sub>4</sub>・N<sub>2</sub>O を扱う。

#### 1.2 排出・吸収トレンド及びその要因

産業廃棄物の野外焼却に伴う CO<sub>2</sub>・CH<sub>4</sub>・N<sub>2</sub>O 排出量は、活動量である産業廃棄物の野外焼却量の減少に伴って 1990 年代後半より大きく減少し、2010 年代以降は排出量がほぼ 0 に近い状態で横ばいに推移している。

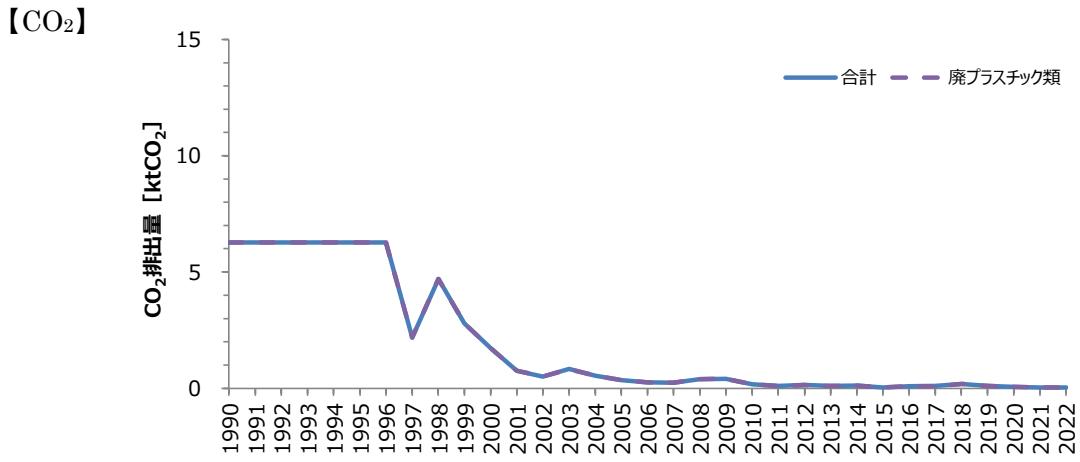


図 1 産業廃棄物の野外焼却に伴う CO<sub>2</sub> 排出量の推移

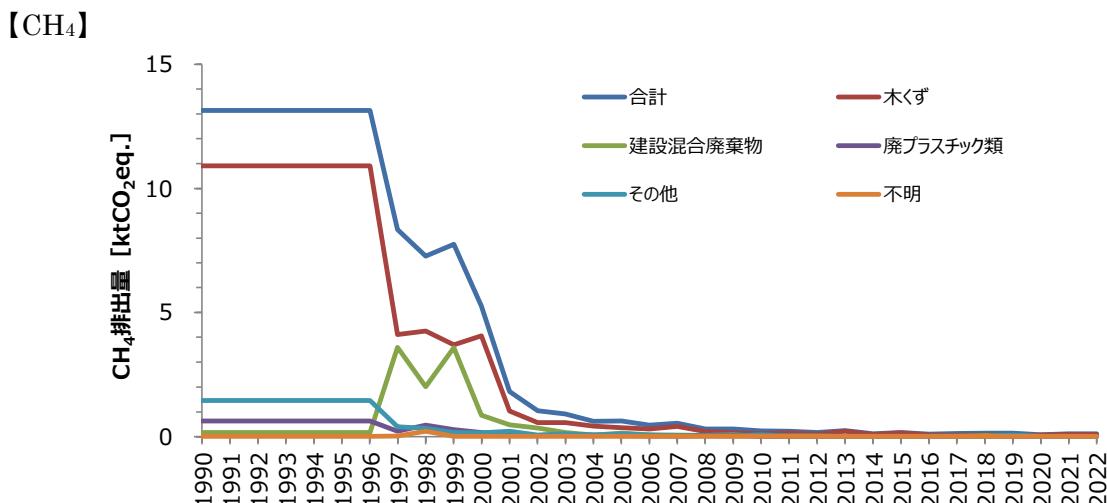


図 2 産業廃棄物の野外焼却に伴う CH<sub>4</sub> 排出量の推移

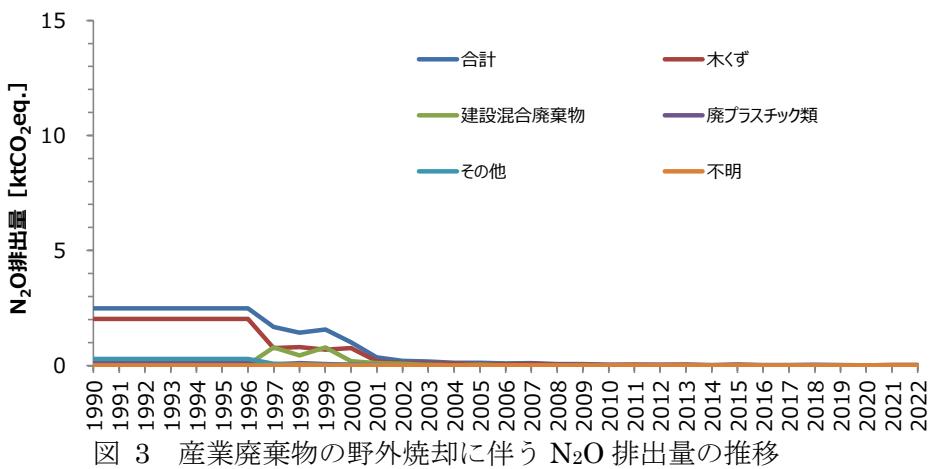


図 3 産業廃棄物の野外焼却に伴う  $\text{N}_2\text{O}$  排出量の推移

## 2. 排出・吸収量算定方法

### 2.1 排出・吸収量算定式

#### 2.1.1 $\text{CO}_2$

産業廃棄物の野外焼却に伴う  $\text{CO}_2$  排出量は、2006 年 IPCC ガイドラインの考え方に基づき、産業廃棄物の野外焼却量に排出係数を乗じて算定する。

$$E = EF \times A$$

$E$  : 廃プラスチック類の野外焼却に伴う  $\text{CO}_2$  排出量 [ $\text{kg}\text{-CO}_2$ ]

$EF$  : 廃プラスチック類の野外焼却に伴う  $\text{CO}_2$  排出係数 [ $\text{kg}\text{-CO}_2/\text{t}$  (排出ベース)]

$A$  : 廃プラスチック類の野外焼却量 [ $\text{t}$  (排出ベース)]

#### 2.1.2 $\text{CH}_4 \cdot \text{N}_2\text{O}$

産業廃棄物の野外焼却に伴う  $\text{CH}_4$  及び  $\text{N}_2\text{O}$  排出量は、2006 年 IPCC ガイドラインの考え方に基づき、産業廃棄物の野外焼却量に 2006 年 IPCC ガイドラインのデフォルトの排出係数を乗じて算定する (Tier 1)。

$$E = EF \times A$$

$E$  : 産業廃棄物の野外焼却に伴う  $\text{CH}_4$  or  $\text{N}_2\text{O}$  排出量 [ $\text{kg}\text{-CH}_4$ ] or [ $\text{kg}\text{-N}_2\text{O}$ ]

$EF$  : 産業廃棄物の野外焼却に伴う  $\text{CH}_4$  or  $\text{N}_2\text{O}$  排出係数 [ $\text{kg}\text{-CH}_4/\text{t}$  (排出ベース)] or [ $\text{kg}\text{-N}_2\text{O}/\text{t}$  (乾燥ベース)]

$A$  : 野外焼却される産業廃棄物量 [ $\text{t}$  (排出ベース)] or [ $\text{t}$  (乾燥ベース)]

### 2.2 排出係数 (EF)

#### 2.2.1 $\text{CO}_2$

2006 年 IPCC ガイドラインの考え方に基づき、次式のとおり算定する。

$$EF = CF \times FCF \times OF \times 44 \div 12$$

$EF$  : 廃プラスチック類の野外焼却に伴う  $\text{CO}_2$  排出係数 [ $\text{kg}\text{-CO}_2/\text{t}$  (排出ベース)]

$CF$  : 廃プラスチック類の炭素含有率 (排出ベース) [-]

$FCF$  : 廃プラスチック類中の炭素の化石燃料起源割合 [-]

$OF$  : 酸化率 [-]

表 1 廃棄物の野焼きに伴う CO<sub>2</sub> 排出係数算定に用いるパラメータの設定

パラメータ	値	設定根拠
CF	70%	産業廃棄物（廃プラスチック類）の焼却に伴う CO <sub>2</sub> 排出（5.C.1.）での設定値
FCF	100%	2006 年 IPCC ガイドラインデフォルト値*
OF	71%	2019 年改良 IPCC ガイドラインの野外焼却される一般廃棄物のデフォルト値
EF	1,822	計算値

\*野外焼却される廃プラスチック類にバイオマス由来成分が含有されるかどうか不明なため、2006 年 IPCC ガイドラインデフォルト値を用いて FCF を 1.0 と設定する。

## 2.2.2 CH<sub>4</sub>・N<sub>2</sub>O

我が国独自の知見がないことから、2006 年 IPCC ガイドラインのデフォルト値を用いる。

表 2 廃棄物の野焼きに伴う CH<sub>4</sub>・N<sub>2</sub>O 排出係数 (EF)

ガス種類	排出係数	単位	設定根拠
CH <sub>4</sub>	6.5	kg·CH <sub>4</sub> /t (排出ベース)	2006 年 IPCC ガイドラインのデフォルト値
N <sub>2</sub> O	0.15	kg·N <sub>2</sub> O/t (乾燥ベース)	2006 年 IPCC ガイドラインデフォルト値

## 2.3 活動量 (A)

### 2.3.1 CO<sub>2</sub>

「産業廃棄物行政組織等調査報告書（環境省環境再生・資源循環局）」より、野外焼却される廃プラスチック類の量を把握する。なお、1995 年度以前の産業廃棄物の野外焼却量は同報告書から把握できないが、適切な推計方法を想定することが困難なため、1996 年度データを 1990～1995 年度にも代用することとする。

表 3 野外焼却された廃プラスチック類の量 (A) [t (排出ベース)]

1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
3,446	3,446	3,446	3,446	3,446	3,446	3,446	1,193	2,577	1,526
2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
947	417	279	454	296	195	143	129	215	220
2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
94	55	77	53	66	19	48	55	101	51
2020	2021	2022							
30	17	17							

### 2.3.2 CH<sub>4</sub>・N<sub>2</sub>O

「産業廃棄物行政組織等調査報告書」より、野外焼却される産業廃棄物量（排出ベース）を把握する。また、各組成の野外焼却量（排出ベース）に 2006 年 IPCC ガイドラインの各組成のデフォルトの水分割合を乗じ、野外焼却される産業廃棄物量（乾燥ベース）を把握する。なお、1995 年度以前の産業廃棄物の野外焼却量は同報告書から把握できないが、適切な推計方法を想定することが困難なため、1996 年度データを 1990～1995 年度にも代用することとする。



### 3. 算定方法の時系列変更・改善経緯

表 7 初期割当量報告書（2006 年提出）以降の算定方法等の改訂経緯概要

	2019 年提出	2023 年提出
排出・吸収量 算定式	新たに本カテゴリーの排出量 を計上。	—
排出係数	—	酸化率を改訂。
活動量	—	—

#### （1）初期割当量報告書における算定方法

我が国では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で一部の活動を除いて野焼きが禁止されており<sup>1</sup>、活動量を把握できる統計データもないことから、「NO」と報告していた。

#### （2）2019 年提出インベントリにおける算定方法

新たに本カテゴリーにおける排出量を計上した。

##### 1) 排出・吸収量算定式

現行の排出量算定式と同様。

##### 2) 排出係数

現行の排出係数と同様。

##### 3) 活動量

現行の活動量と同様。

#### （3）2023 年提出インベントリにおける算定方法

##### 1) 排出・吸収量算定式

2019 年提出インベントリの排出量算定式と同様。

##### 2) 排出係数

2019 年改良 IPCC ガイドラインにおいて、一般廃棄物の廃プラスチックの野焼きの酸化率が改訂されたことに伴い、本カテゴリーの酸化率も改訂した。

##### 3) 活動量

2019 年提出インベントリの活動量と同様。

<sup>1</sup> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律における一部の活動の具体的な内容：「国や地方自治体が施設管理を行うために必要な場合」、「災害の予防・応急対策・復旧のために必要な場合」、「風俗習慣上・宗教上の行事を行うために必要な場合」、「農業・林業・漁業でやむを得ず行われる廃棄物の焼却」、「たき火その他日常生活で通常行われる場合で軽微なもの」